

2017年度 政策・制度要請 埼玉県回答(7分野18項目)

回答評価 ○：前進 △：一部前進 ×：前進せず 今後の方向性 A：完了 B：継続・再検討 C：断念

- A：完結
- B：前進はしているものの今後引き続き新たな要素等をふまえ再要請を検討。
- △-B：一部の前進は見られるものの引き続き施策の進捗状況を見極めつつ再要請。
- △-C：一定の前進があると判断するが現状では実現性が乏しい。
- ×-B：新たな視点と切り口から再検討が必要。
- ×-C：現状では無理と判断。

○-A：1項目 ○-B：2項目 △-B：9項目 △-C：0項目 ×-B：6項目 ×-C：0項目

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>I. 雇用労働政策</p> <p>1. 国、学校、特に労使団体等との連携を強化し、すべての高校生が労働法等の働く者の権利と義務、税や社会保険の仕組みに関する基本的な知識を学ぶ機会を設けること。</p> <p><要請の根拠></p> <p>若者の労働問題の発生や早期離職を食い止めるために、学生、若者が就職する前やアルバイトをする際に、労働法、ワークルール、社会保険の仕組み等に関する基礎的な知識を身につけておくことは極めて重要である。連合埼玉が大学・短大・専門学校を訪問した際に、アルバイト先でのトラブルに関する相談や、就職活動をしている学生からの賃金に関する問合せがあり、学校も学生も関心が高いことを確認している。</p>	<p>教育局 高校教育指導課</p> <p>高校を卒業する生徒にとって、労働基準法や労働に関する基本的な制度、税や社会保険の仕組みを学ぶことは、重要であると考えております。</p> <p>県立高等学校では、このような内容を公民科の現代社会や政治経済の授業で学ぶとともに、家庭科の授業においても、税や社会保障の仕組みを取り上げるなど、様々な場面で取り組んでいるところでございます。</p> <p>また、外部講師を活用した講演会や出前講座を実施したり、相談できる窓口の利用などについて学習している学校もございません。</p> <p>今後も、各学校の実情に応じて、このような取組を進めてまいります。</p>	<p>○-B</p> <p>勤労者福祉課がハンドブックを作成し労働講座等に活用していること、「若者労働ホットライン」を開設し、継続的に取り組んでいることは承知している。</p> <p>すべての県立高校で一定の教育をおこなっていることは理解するが、私立高校</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>高校生においては、進学する場合でも進学後すぐにアルバイトを始めるケースも多くあることをふまえれば、就職する生徒の多い学校に限らず、すべての高校が“生徒の学ぶ機会”を設定するよう促し、さらには、現場をよく知る労使の関係者が直接教えることが有効と考える。</p> <p>2. 障がいのある人が、地域で自立した生活を送ることができるよう、障がい者の雇用の促進と職業の安定をはかるため、障がい者雇用促進等と就労支援に関する条例を制定し、県と取引関係のある事業主に対し障がい者雇用率達成にむけた支援をおこなうこと。</p> <p>＜要請の根拠＞</p> <p>障がい者に対する雇用での差別の禁止や障がい者が働くうえでの支障を改善する合理的配慮義務等の「障害者雇用促進法」が2016年4月に改正された。また法定雇用率も2018年4月および2021年3月末までのいずれかの時期で段階的に引き上がる予定</p>	<p>産業労働部 勤労者福祉課</p> <p>県では、若者の労働問題に対応するため、埼玉労働局や埼玉弁護士会等の関係機関、連合埼玉にも参加いただき埼玉県若者労働連携会議を開催しています。</p> <p>この会議の中で若者向けに発行している労働に関するハンドブックについて内容の見直しなどについて意見をいただいたところです。</p> <p>現在、高等学校や大学、短大、専門学校等で行います出前労働講座ではその意見を踏まえて作成したハンドブックを活用しています。</p> <p>また通常の労働相談に加え若者の労働相談に、より専門的に応えるために毎月第2、第4土曜日に「若者労働ほっとライン」を開設しています。</p> <p>さらに「若者労働ほっとライン」の周知とあわせ労働に関する基本的な知識や話題などを随時ツイッターやフェイスブックで発信しており、今後も引き続きPRに努めてまいります。</p> <p>産業労働部 就業支援課</p> <p>県では、障害者の雇用を促進するため、障害者雇用開拓員を5人配置し、法定雇用率を達成していない企業を中心に訪問し、直接、経営者に障害者の受入れを強く働き掛けています。平成28年度は1,025社を訪問し、549人の採用に結び付けています。</p> <p>また、障害者雇用サポートセンターを設置し、障害者雇用を検討する企業に対し、専門的な助言や提案などを行っています。平成28年度は790社に雇用の提案を行い、584人の雇用に結び付けています。</p> <p>一方、国では雇用した障害者の賃金の一部を一定期間助成する制度など、障害者雇用を進める各種助成制度を設けております。</p>	<p>も含めた実態を確認し、継続した要請をおこなうことを検討する。</p> <p>×－B 障がい者雇用促進のための支援については評価するが、要請の条例制定について回答がないことから、別の要素を取り入れながら再度要請について検討する。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>となっている。埼玉県内に本社がある民間企業の実雇用率は、昨年6月現在で1.93%であり全国平均を上回っているが、法定雇用率を達成している企業の割合は49%と約半数である。障がい者が安心して働けるように、法定雇用率の達成に向けた取り組みが必要である。そのために埼玉県と取引関係(契約・補助金・公の指定管理)にある事業者に対し、法定雇用率の達成に向けた取り組みへ誘導および支援をするための条例を制定する必要がある。</p> <p>II. 福祉・社会保障政策</p> <p>1. 育児、介護、障がい、貧困など、同時に2つ以上の問題に直面する家庭での複雑化した課題の解決に向け、包括的・総合的な相談支援体制を各市町村が構築できるよう、県は各市町村に対し財政措置を講ずること。</p> <p><要請の根拠></p> <p>育児、介護、障がい、貧困などの問題を複数同時に抱えている家庭では、その福祉ニーズは複合化・複雑化している。相談者が抱える複数の問題に対し、それぞれの相談機関に回る手間を省くため、複合化・複雑化したニーズを的確にとらえ、包括的・総合的に相談できる支援体制(窓口等)を市町村に設置する必要があり、設置を促進するために、埼玉県は各市町村に対する財政措置を講ずる必要がある。</p>	<p>県としては、引き続き、国の助成制度の紹介も含め、これらの施策を推進していくことで障害者の雇用促進に努めてまいります。</p> <p>福祉政策課</p> <p>平成30年4月1日施行の改正社会福祉法において、「他人事」になりがちな地域づくりを「我が事」として主体的に取り組む仕組みや、「丸ごと」の総合相談支援の体制整備を進める「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念が規定されました。</p> <p>この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨が規定されています。</p> <p>①住民に身近な地域で分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制</p> <p>②市町村圏域において複合化した地域生活課題を解決するための体制この体制づくりに取り組むため、国が平成28年度から市町村モデル事業を実施し、国が市町村に事業費の3/4を補助しています。</p> <p>また県では、平成29年度にモデル事業を実施する市町村に対する助言の実施や、先進事例の紹介及び研修などを通じて、市町村の総合的な相談支援の体制の構築に向けて支援をしております。</p>	<p>×－B</p> <p>市町村に対する支援をおこなっているところがあるが、要請における「財政措置」について具体的回答がないことから、要請の根拠についても理解を得られていないと判断する。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>2. 介護労働者の処遇改善とキャリア形成を促進するため、「介護プロフェッショナルキャリア段位制度」を推進し、段位取得者がいる事業所で段位制度のレベルにもとづく賃金格付けを実施した事業所に対する県独自の助成金制度を創設すること。</p> <p><要請の根拠></p> <p>全国では2025年には3人に1人が65歳以上、5人に1人は75歳以上になることが見込まれており、埼玉県においても総人口に占める高齢化率は年々上昇し、総務省の調べでは2025年までに28.4%に達すると予測されている。このように高齢化が急速に進むなか、要介護者の増加は避けられない問題である。また2025年に全国で必要な介護人材は253万人にのぼると推定されているが、確保できる人材は215万人とされ、38万人が不足する恐れがあり、人材確保は喫緊の課題である。しかし現状は、「賃金が低い」「介護業務に対する社会評価が低い」などの労働環境への不満があり離職率が全産業より高い状況にある。こうしたことから国では介護人材不足解消にむけ、2013年1月より「介護プロフェッショナルキャリア段位制度」が開始されている。この段位制度を推進する観点から、埼玉県は、段位取得者がいる事業所で、その職業能力に対し賃金格付けを実施している事業所に、助成金を創設し財政支援をおこなう必要がある。</p>	<p>福祉部 高齢者福祉課</p> <p>介護プロフェッショナルキャリア段位制度の導入が促進されるためには、まずは事業所内において介護職員のキャリアアップを推進・支援していく役割を担う「評価者（アセッサー）」を育成する必要があります。</p> <p>このため、同制度の実施機関が開催する「評価者（アセッサー）講習」について介護に関する県情報サイト「さいたま介護ねっと」に掲載して受講を促すなど、制度の周知を図っております。</p> <p>今後とも、同制度の周知を図るなど、制度の導入が進むよう取り組んでまいります。</p> <p>なお、キャリアアップの仕組みを構築し、介護職員1人当たり月額1万円相当の処遇改善を行うため、国は平成29年度に臨時に介護報酬改定を実施いたしました。具体的には、介護職員の経験、資格又は評価に応じた昇給の仕組みを構築した事業者に対して、新たな上乘せ評価を行う加算を創設したものであり、この加算により、合計で月額3万7千円相当の処遇改善が可能となります。</p> <p>職業能力に応じた賃金格付けを実施している事業者におかれましては、こうした処遇改善加算の仕組みを有効に活用していただければと存じます。</p>	<p>×－B</p> <p>助成制度創設について具体的回答はなく、要請の根拠についても理解を得られていない。</p> <p>別の視点もふまえ再要請を検討したい。</p>
<p>3. 介護職員が職場でトラブルに巻き込まれた場合に相談できる第三者機関を各市町村に設置するよ</p>	<p>福祉部 高齢者福祉課</p> <p>介護職員が職場でのトラブルに巻き込まれた場合には、原則と</p>	<p>×－B</p> <p>モデル市町村を設</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>う県がうながすこと。当面県内にモデル市町村を選定し財政支援をおこなうこと。</p> <p><要請の根拠></p> <p>介護サービスに対する社会的ニーズが増大しているが、依然として高い離職率が介護職員にある。介護職員と利用者、またその家族との関係や、事業所の介護の仕方と利用者の家族の要望がかみ合わず板ばさみ状態等が、就業継続困難を招いている理由の一つと考えられる。本来、介護職員と利用者間のトラブルについては、事業所での解決が望ましいが、実際には事業者が利用者の立場に立つことができ、介護職員に責任をおしつけられることもある。</p> <p>埼玉県内で介護職員相談窓口を設置しているのは1市しかないが、前向きに検討している市町もあることから、埼玉県として当面、埼玉県高齢者支援計画に定める老人福祉圏域の10圏域ごとにモデル市町村を設定し、そこに介護職員相談窓口が設置されるよう財政支援を講ずる必要がある。</p> <p>4. 高齢ドライバーが運転免許証を自主返納しても安心して生活がおくれるよう、地域包括支援センターにつなぐシステムをもつ相談窓口を、全警察署および運転免許センターに設置すること。</p> <p><要請の根拠></p> <p>高齢ドライバーの交通事故が社会問題化する中、3月に改正道路交通法が施行された。新制度では、認知機能が衰えているかどうかを判別する仕組みが強化され、免許更新時の講習が拡充された。このことで、医師の診断を受ける人は大幅に増える事が</p>	<p>して介護事業者がサービスの提供の一環として解決に取り組んでいただくようお願いしております。</p> <p>それでも解決が困難な場合については、厚生労働省の総合労働相談コーナーが県内に開設されておりますので、まず、御利用いただくようお願いいたします。</p> <p>産業労働部 勤労者福祉課</p> <p>介護職員と利用者やそのご家族との間で発生したトラブルについては、業務としての介護サービスの提供の中で発生したものであることから、(本来的には)事業所において責任を持って解決すべきものと考えます。ご理解を賜りますようお願いいたします。</p> <p>また、産業労働部では労働基準法や労働契約法など労働法令に抵触するトラブルについて、労働相談センターで解決に向けたアドバイスを行っています。</p> <p>警察本部交通企画課</p> <p>警察本部運転免許課</p> <p>警察本部運転免許試験課</p> <p>県警察では、運転免許センター内に設けた運転適性相談室や各警察署の運転免許窓口において、高齢者やその家族の方からの運転免許等に関する相談に対応しており、運転免許証の自主返納制度についても周知しているところです。</p> <p>地域包括支援センターとの連携については、県や市町村等の関係機関・団体と検討しております。</p>	<p>定し財政支援を講ずるよう要請していることに対する回答がなされていない。また2015年回答時と同じ相談機関を回答していることから、別の視点もふまえ再要請を検討したい。</p> <p>△－B</p> <p>県警が高齢者やその家族に対して相談対応していることは一定の評価をする。関係機関や団体との連携の進捗度を注視し再要請の必要性を検討していく。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>予測される。警察庁のまとめでは昨年、免許更新時の認知機能検査のほか、相談や事故がきっかけで診断を受けたのは5,095人で内1,845人が免許取り消しなどになっている。新しい制度では約10倍の年間約5万人が診断を受け、内約1万5千人以上が免許の停止や取り消しになると、試算している。</p> <p>認知症検査で第1分類の認知症のおそれありと判断された高齢ドライバーには、免許の自主返納を相談できる窓口が必要である。認知症検査で第1分類となった人すべてを対象に面談を実施し、家族の同席も求め、免許を返納する意思を示した人が望めば地域包括センターにつなぐ、専門の相談窓口の設置が必要である。</p> <p>Ⅲ. 交通政策</p> <p>1. 運転免許証自主返納者への対応として、高齢者の身体的負担、経済的負担に配慮した日常生活における移動手段の確保をはかり、あわせて高齢者への周知をおこなうこと。</p> <p><要請の根拠></p> <p>近年、高齢者の免許証自主返納が推進され、2015年には全国で28万人を超える人が自主返納をおこなった。一方で、自主返納を検討していても、買い物、仕事、通院等生活に直結する目的で運転している人は代替交通手段が確実に確保できないと返納をためらうこととなる。また、代替交通手段があったとしても、繰り返し利用することによる交通費負担の増加を心配する声も多い。</p>	<p>企画財政部 交通政策課</p> <p>高齢化の進展に伴い、地域の生活の足としてバス、タクシーなど公共交通の役割は今後大きくなると考えています。</p> <p>県内路線バスについては、モータリゼーションの進展などの影響により、利用者数が長期的に減少しておりましたが、平成14年頃を境に傾向に変化が見られます。</p> <p>県では、こうした路線バスの利便性を高めることで生活の足としての機能を強化し利用者の需要をさらに創出する取組を支援するため、平成28年度から元気なバス需要創出モデル事業を展開しています。</p> <p>一方で、利用者数の著しい減少により不採算となったバス路線も、県民の日常生活に必要な足として確保するため、秩父地域などの22路線に対して県から補助をしています。</p>	<p>△－B</p> <p>高齢化の進展を念頭に、公共交通機関の維持、利用促進に向けて事業者への補助等を実施していることは理解する。施策として広がっていくのかどうかに注視し、継続した要請をおこなうことを検討する。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>これらの状況を考えれば、返納者にとっては、安全で利用しやすい移動手段の存在が必須であると考える。</p> <p>IV. 消費者政策</p> <p>1. 消費者が環境や社会に配慮した製品やサービスを選んで消費することにつながるよう、消費者に対する「エシカル消費」についての消費者教育、広報活動を強化すること。</p> <p><要請の根拠></p> <p>環境問題に対しては、北米の「プロダクトスチュワードシップ」の観点から、3 R (Reduce、Reuse、Recycle) の推進や、より環境性能の高い製品を選ぶ、また、責任を持って製品の廃棄をおこなうといった、消費者のより積極的な関与の強化が求められている。また、他にも「食品ロス」の削減や「食の安全」の推進など社会的課題に対する対応や解決に向けては、消費者によるところが大きくなっている。</p> <p>持続可能な消費活動のためには、地球環境保全や社会的課題に対する対応を前提とした消費行動である「エシカル消費」について、消費者が理解をし、個々の消費行動に反映しなければならず、そのためには、消費者に対してライフステージに応じた</p>	<p>また、高齢者等が利用しやすいノンステップバス導入費の一部についてバス事業者へ補助しています。</p> <p>さらには、平成 30 年度から高齢者、障害者をはじめ誰もが利用しやすいユニバーサルデザインタクシー導入費の一部についても補助してまいります。</p> <p>県としては、今後、地域公共交通の役割が大きくなることも想定し、その確保・充実や利便性の向上に取り組んでいきます。</p> <p>県民生活部消費生活課</p> <p>消費者の意識については、環境や被災地の復興などの社会的課題に配慮した消費・サービスを選択して消費することへの関心が高まっています。</p> <p>県では、「エシカル消費」の考え方について、多様な手法、情報媒体を活用し、県民の理解を得るよう努めていきます。</p>	<p>△－B</p> <p>要請の主旨について理解は進んでいるが、具体的な施策について回答がない。引き続き、施策に注目しつつ、再要請を検討する。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>幅広い消費者教育を実施する必要がある。</p> <p>2. 消費者の悪質クレームや暴力が発生しないよう、人権尊重と倫理的な行動を取る消費者行動の啓発活動を推進するとともに、消費者への教育をすること。</p> <p><要請の根拠></p> <p>接客業等においては、消費者からの苦情については適切に対処される必要があるものの、長時間の拘束や、土下座による謝罪請求、人格を否定する暴言、威嚇・居座りなど、一般常識を超えた、いわゆる悪質クレームが働く者に大きなストレスを与えており、深刻な問題となっている。</p> <p>「消費者教育の推進に関する法律」が制定され、消費者の保護や自立を目的とした消費者教育は実施されているが、一方で、悪質クレームの発生を抑制しうる倫理的消費行動を喚起する教育がおこなわれていない。消費者教育のなかで、いわゆる悪質クレームの事例共有や、ポスターなどによる広報等、啓発活動の推進が必要である。</p> <p>V. 防災・減災政策</p> <p>1. 自然災害などで建設する応急仮設住宅は木造での建設を優先的にこなうこと。</p> <p><要請の根拠></p> <p>東日本大震災では53,013棟の仮設住宅が建設されたが、そのほとんどがプレハブでの建設であったが、福島県においては、地元業者と県産材の活用を</p>	<p>県民生活部消費生活課</p> <p>消費者教育においては、日常生活の中での危険を回避すること、トラブルに対応する能力を育成すること、消費生活情報に対する批判的思考力、消費が持つ社会的な影響力の理解といった社会的な課題解決に向けた力を育成することが必要となっています。</p> <p>このような取組を推進することが、消費者被害の未然防止となり、消費者の悪質クレームや暴力が発生しない倫理的消費行動につながると考えています。</p> <p>都市整備部 住宅課</p> <p>災害時に住宅を失った被災者への応急的な住宅提供には、公的住宅の一時利用や民間賃貸住宅の借上げ、建設による応急仮設住宅があります。</p> <p>建設による応急仮設住宅の提供について、現在、県では「一般社団法人全国木造建設事業協会」、「一般社団法人プレハブ建築協</p>	<p>×－B</p> <p>消費者保護の観点での取り組みが中心となるのは理解できるが、本要請の主旨でもある、「ともすれば自らが加害者にもなる」という視点での教育も必要と考える。他県での取り組み状況も踏まえ、再要請を検討する。</p> <p>○－A</p> <p>応急仮設住宅が、迅速さが最優先されることは理解ができる。協定先に木造プレハブを扱う協会もあり、また、県内業</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>条件として応急仮設木造住宅約4,000戸が建設された。また、熊本地震においては、4,303戸が建設され、建設総数に占める木造比率は15%（683戸）となっている。</p> <p>木造の仮設住宅は、約2週間で完成するプレハブ仮設受託に比べ、約3週間と早さでは劣るものの、その居住性は大きく上回っており、また、費用としても、プレハブ仮設住宅が1戸あたり約700万の費用がかかっているのに対して、木造仮設住宅は約450万で建設ができるとされており、また、恒久住宅への転用も可能とメリットが大きい。さらに、地元業者の活用、県産材の活用につながる可能性もある。</p> <p>県内において、大規模災害が発生した際には、迅速さが最優先されるものとは考えるが、近年では仮設住宅での住居期間が長期化する例も多いため、その際には可能なかぎり木造での仮設住宅を優先する必要がある。</p> <p>VI. 教育・子育て政策</p> <p>1. 2年連続（2015、2016年）埼玉県人事委員会による「人事管理に関する報告」で言及された、教育職員の勤務時間の把握、負担軽減に向けた対策を進め、教育職員がワークライフバランスのとれた働き方ができ、それぞれが持っている能力を発揮し、生き生きと児童・生徒と触れ合うことのできる労働環境を作ること。</p> <p><要請の根拠></p>	<p>会」、「一般社団法人埼玉県建設産業団体連合会」及び「埼玉県住まいづくり協議会」と協定を締結しています。</p> <p>被災直後に応急仮設住宅を建設する際は、迅速さが最優先され、工期・費用・供給能力を総合的に勘案し、建設工法によらず調達ができるものから優先して建設することになると考えます。</p> <p>一方、木造の応急仮設住宅の建設には、県産木材の利用促進や地元雇用の確保につながることから、震災からの復興に大きく寄与するものと考えます。</p> <p>今後、協定先との連携を深め、可能な限り県内業者を活用していただくよう、協定団体に依頼していきます</p> <p>教育局 県立学校人事課</p> <p>県教育委員会では、負担軽減検討委員会がまとめた報告書に基づき、各課が負担軽減の方策に取り組んでおります。</p> <p>昨年度から、個々の教職員の出勤及び退勤時刻の記録用紙を整備し、今年1月の厚生労働省ガイドライン及び今年8月の中央教育審議会初等中等教育分科会学校における働き方改革特別部会「学校における働き方改革に係る緊急提言」の趣旨を踏まえながら、しっかりと勤務状況の適切な把握を進めるよう、各学校を指</p>	<p>者の活用について依頼へと繋がったことは評価する。</p> <p>△－B</p> <p>時間管理をすることの通達や具体的方法の導入、負担軽減の具体的施策の展開がされていることは理解しているが、今後これらの施策が学</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>埼玉県人事委員会による「人事管理に関する報告」によると2015年には「教育職員の勤務状況の把握」、2016年には「教職員の勤務の負担軽減に向けた対策」を進めていくこととの記載がある。また、2017年4月に文部科学省が発表した「教員勤務実態調査」でも中学教諭の約6割が、厚生労働省の「過労死ライン」（残業が月80時間超）に該当する長時間労働であることから、教育職員の勤務時間の把握により負担軽減につなげていくことは喫緊の課題である。</p>	<p>導しているところです。在校時間の長時間化がうかがえる教職員との面接に活用するなど、教職員の健康管理、働き方の見直しにより一層努め、実効性のある負担軽減対策に取り組むよう、引き続き管理職を指導してまいります。</p> <p>また、教育委員会では、現在、2月定例会において、全ての県立学校に客観的な記録の把握を行う勤務管理システム導入を予算案として上程しているところです。</p> <p>この他、平成27年度からは、一人一人が働き方を見直し、仕事に対する意識改革を図ることを目的に、全ての県立学校で、毎月給与支給日に定時退勤を奨励する「ふれあいデー」に取り組んでおります。この取組を実効性あるものとするために、設定日の翌日に学校行事を入れない工夫や、全校集会、保護者会、リーフレット等の配付などで周知を行うよう、引き続き管理職を指導してまいります。</p> <p>今年度は、教育局各課が学校を対象として行う調査等について、各課で負担軽減の観点から精査を行い、回答に要する時間が2割減になるよう、新たにに取り組んでいるところです。これについては、平成30年度も継続して取り組みます。</p> <p>なお、生き生きとした職場環境づくりには、管理職のさらなる意識改革と、休暇を取得しやすい雰囲気づくりが大切であり、6月から9月をワーク・ライフ・バランス推進期間として、年次休暇、夏季休暇等の計画的な取得促進を図るよう指導しているところです。</p> <p>今後も引き続き、各学校において、個々の教職員の勤務状況の適切な把握並びに会議や行事の精選、校務分掌や委員会の抜本的な見直しを行うとともに、学校行事や会議の精選及び実施時期の工夫、事務の効率化等による学校全体のスリム化を図るなどで労働環境の整備を進めるよう、引き続き、管理職を指導してまいります。</p>	<p>校現場で実施され、それぞれの効果が有効であるのかを確認していきたい。</p> <p>また「2月定例会で勤務管理システム導入に向けて予算案上程中」とあるが、結果を確認したところ「付帯決議がついて予算を執行できない状態、今後、付帯決議が取れるよう努力する」とのこと。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
	<p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●『学校における負担軽減検討委員会報告書』に係る県立学校部・市町村支援部合同フォローアップ会議 ノ一会議デーなどの県立学校に対する各方策を把握・検証するとともに、検証結果を踏まえて、負担軽減策の検討や各課事業の精査を行っている。 ○平成29年度の具体的取組内容 <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年5月…第1回フォローアップ会議（平成28年度勤務状況調査結果の検証など） ・平成29年10月…第2回フォローアップ会議（平成29年度に実施する負担軽減策及び「ふれあいデー」支援策の進捗状況確認など） ・平成30年2月…第3回フォローアップ会議（平成29年度に実施する負担軽減策及び「ふれあいデー」支援策の進捗状況確認など） ・平成30年3月…県立学校における負担軽減の取組状況を通知 ●「ふれあいデー」の取組 <ul style="list-style-type: none"> ○平成27年1月14日付け教県第1006号「『ふれあいデー』の設定について（通知）」 ○毎月21日（給与支給日）を「ふれあいデー」として設定し、定時退勤を奨励 <ul style="list-style-type: none"> ・管理職は、当日、全教職員に「ふれあいデー」を周知し、定時退勤の声掛けを ・勤務時間内に終了する打合せ等を除き、計画的な職員会議等は原則行わない 	

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
	<p>・大会前等の理由によりやむを得ず部活動を行う場合は、勤務時間内を目途とする（大会前等の理由による場合は、大会終了後に「ふれあいデー」を実施）</p> <p>○平成28年4月校長会議県立学校人事課課長指示・連絡事項</p> <p>・全校集会、保護者会、配付物（学校だより等）などで周知</p> <p>○平成29年3月30日付け教県第1162号「ふれあいデーの効果的な取組について（通知）」</p> <p>・県教委の考え方を示したリーフレット等を、各校を通じて保護者、地域に配布</p> <p>●夏季休暇の完全取得及び「ワーク・ライフ・バランス推進期間」の設定</p> <p>○平成29年5月30日付け教県第210号「『ワーク・ライフ・バランス推進期間』の設定について（通知）」</p> <p>○平成29年5月30日教県第181号「年次休暇、夏季休暇等の計画的使用の促進について（通知）」</p> <p>教育局 小中学校人事課</p> <p>教職員の負担軽減を図っていくことは、県教育委員会として取り組まなければならない重要な課題であると認識しており、各市町村教委に対し、在校時間の適正な把握をするとともに、負担軽減に向けた実効性のある取組をお願いしているところであります。</p> <p>平成28年2月には、教職員の勤務を管理する市町村教育委員会に対して、「教職員の負担軽減及び健康管理について」依頼する通知を発出いたしました。</p> <p>また、ワーク・ライフ・バランスを推進し、教職員が自らの心身のリフレッシュや生活の安定を図るために、県として「ふれあ</p>	

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>2. 児童・生徒が重大事件に巻き込まれることなく、学校および地域社会で心身ともに安心して生活を送れるよう、以下の体制を再構築すること。</p> <p>(1) 学校の相談体制を拡充・充実させるため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スチューデントサポーター、さわやか相談員、教職員等の連携を密にし、子どもたちや</p>	<p>いデー」を設定し、さいたま市を除く全ての小中学校で取り組むよう依頼しており、教職員が生き生きと児童生徒と向き合える一つの方策として推進しているところです。</p> <p>さらに、8月には「サマーリフレッシュウィーク」を設定し、休暇の取得促進と健康の増進も図っております。</p> <p>今年度からは、国の委託事業である「学校現場における業務改善加速事業」について、伊奈町を重点モデル地域として指定し、調査研究に取り組んでいます。</p> <p>今後も、県で行っている有識者等による「教員の働き方改革推進プロジェクト委員会」の意見を参考にしながら、伊奈町でのモデル事業の取組や成果について、各市町村へ丁寧に説明してまいります。</p> <p>平成30年2月9日には、文部科学事務次官より「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について」の通知がありました。</p> <p>これまでも、教職員の負担軽減について取り組んできたところですが、教職員が意欲を持って授業や授業準備などの教育活動に専念できることが大切ですので、県としても、本通知を参考にしながら、実効性のある業務改善が一層進むよう、市町村教育委員会と連携し取り組んでまいります。</p> <p>県立学校部 生徒指導課</p> <p>スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置の充実を図り、その効果を高めるため、年度当初に、各市町村教育委員会並びに県立学校に対して「埼玉県スクールカウンセラー活</p>	<p>△－B</p> <p>新たに、生徒指導・教育相談チーム力向上研修会を実施</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>保護者を支援する体制を再構築すること。</p> <p><要請の根拠></p> <p>2015年2月に川崎市で中学生が、2016年8月には埼玉県東松山市で少年が重大犯罪に巻き込まれる事件が発生してしまった。学校や地域社会で、こうした犯罪防止の体制が構築されていると思うが、今一度「他人事ではない自分事」として、関係者および関係機関が2度と同じような犯罪を自分の周りで起こさせないという意識を再認識する必要がある。</p>	<p>用指針」や「埼玉県スクールソーシャルワーカー活用指針」を送付し、担当者会議等で周知をしております。</p> <p>学校を中心とした生徒指導、教育相談のチーム力の向上のため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、中学校配置相談員（さわやか相談員）それぞれの研修会において、学校と連携・協働し、支援していくことへの意識を高め、資質、能力の向上を図っております。</p> <p>また、生徒指導、教育相談体制の充実のため、今年度より生徒指導・教育相談チーム力向上研修会を実施しております。</p> <p>今後も課題を抱える児童生徒及び保護者に対する支援体制をスムーズに構築し、早い段階での解決が図れるよう、学校全体の教育相談体制の充実に努めてまいります。</p> <p>【参考1：スクールカウンセラーの配置状況（平成30年度）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校 26校（2週に1日配置：26校） ・中学校 356校（週1日配置：134校、2週に1日配置：222校） ・教育事務所 4所（週5日配置）※管内の県立学校に対応 ・県立総合教育センター2所（週2日配置：1所、週1日配置：1所） ・高等学校全日制 16校（2週に1日配置） ・定時制高等学校 10校（週1日配置：10校を拠点校として、全23校に対応） <p>【参考2:スクールソーシャルワーカーの配置状況(平成30年度)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全59市町村に76人（週2日）※中核市（川越市、越谷市、川口市）は独自配置 ・定時制高校8校に8人（週2日6校、週3日2校）※定時制高校全23校に対応 	<p>するなど、重大事件防止に向け、引き続きチーム力向上の意識を高め、学校内の相談体制の充実が図られることを確認していきたい。</p> <p>また、今年度より小学校にもスクールカウンセラーが配置されたことは評価する。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>(2) 地域社会においては、要保護児童対策地域協議会で児童相談所、保健所、警察、教育委員会、学校などの関係機関が情報共有をはかり、重大事件に発展する前に対策を打つ体制を再構築すること。</p> <p>3. 義務教育での学校給食費無料化を進めるため、その一部の費用を補助すること。</p> <p><要請の根拠></p> <p>2017年4月現在、全国で60の市町村で給食の無料化を実施している。さらに、無料化までにはいたらないが、給食費の一部助成や第3子以降は無料など条件はありつつも、保護者の負担軽減に取り組んでいる市町は、埼玉県内9市町確認されている。(いづれも連合埼玉調べ) 全国的にも学校給食の無料化の流れは大きなものとなっており、埼玉県および県内市町村においても子ども・子育て支援、保護者の</p>	<p>福祉部 こども安全課</p> <p>市町村に設置されている要保護児童対策地域協議会が効果的に運用されるように、児童相談所の職員が協議会に出席し、市町村とともに児童への対応方針について協議や助言を行っています。</p> <p>また、児童相談所のOBを市町村に派遣し、要保護児童対策地域協議会の運営や個別事例への対応方法など、市町村の児童相談における対応について助言を行っています。</p> <p>また、児童福祉法の改正により、平成29年度から要保護児童対策地域協議会の機能を充実させるために調整担当者の研修受講が義務付けられました。県では、調整担当者研修を開催し、要保護児童対策地域協議会に関わる職員の専門性の向上に取り組んでいます。</p> <p>さらに、要保護児童対策地域協議会の機能強化・連携強化に要する費用について、市町村に対し補助を行っています。</p> <p>これらの取組により、地域における関係機関の情報共有等を支援することで、児童に関する問題に対応する体制の充実に取り組んでいます。</p> <p>教育局 保健体育課</p> <p>学校給食に係る経費のうち食材費は、学校給食法第11条第2項により学校給食を受ける児童生徒の保護者の負担とすると定められており、いわゆる「学校給食費」として設置者が決定し徴収しています。したがって、市町村が設置者としてそれぞれの状況に応じて対応すべきものと考えますので、御理解を頂きたいと存じます。</p> <p>(参考条文)</p> <p>学校給食法 (経費の負担)</p>	<p>△－B</p> <p>要保護児童対策地域協議会の機能強化・連携強化に要する費用補助を行っているとのことだが、引き続き協議会の資質向上および機能強化・連携強化の進捗度合いを確認していく。</p> <p>×－B</p> <p>今回の回答は、法律の説明に終始しており、県としての対応は厳しいと判断する。別途、保護者の金銭的負担軽減に向けた要請を検討したい。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>教育費用負担の軽減のため、学校給食の無料化を進める必要がある。</p> <p>4. 県内の市町村における「子ども食堂」の開設・運営支援を目的とした助成制度等にかかる費用の一部を負担すること。</p> <p><要請の根拠></p> <p>厚生労働省の調査によると、2015年段階で子どもの相対的貧困率は13.9%となっており、7人に1人が貧困状態となっている。また、共働きや一人親世帯の増加に伴い、子どもが一人で食事をする「孤食」が問題視されてきている。</p> <p>このような中、子どもの貧困対策として、また、安心できる居場所づくりとして、全国で「子ども食堂」が注目されている。既に多くの自治体で運営費等の助成制度を設けており、また、群馬県太田市のように児童館等の公的施設を利用し、自治体が直接運営している例もある。</p> <p>県内には60を超える「子ども食堂」があるが、食材の調達や、会場費など運営にかかる課題も多く、公的支援が求められている。埼玉県議会においても2月と6月の定例会にて議員からの一般質問にて「子ども食堂」に関する質問がなされており、</p>	<p>第11条 学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とする。</p> <p>2 前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費（以下「学校給食費」という。）は、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第十六条 に規定する保護者の負担とする。</p> <p>福祉部 少子政策課</p> <p>県では、まずは子ども食堂の実態調査が必要と考え、市町村を通じて子ども食堂の活動場所や活動内容などの調査を行い、平成30年1月末日現在で、83か所の食堂から回答をいただきました。</p> <p>調査結果を踏まえ、平成29年4月に発足した「埼玉県こども食堂ネットワーク」など関係者と、子ども食堂に対してどのような支援が必要なのか協議を行っていきたいと考えております。その中で、県としてできる支援を検討してまいります。</p>	<p>△－B</p> <p>県回答には記載がないが、平成30年度からの新事業「子どもの応援ネットワークづくり等の実施」として、子ども食堂やフードバンク等による意見交換会や、子どもの貧困支援に関わる人の人材育成や情報共有がおこなわれることとなり、助成制度については今後の検討とはなるが、子ども食堂の運営支援として評価できる。子どもの貧困は喫緊の課題であるため、今後の進捗を</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>県内の「子ども食堂」に関する実態調査をおこなっているところで具体的な支援についてはこれからの検討だとの回答がなされているが、実態に即した支援制度とするためには慎重な論議が必要となるものの、子どもの貧困対策や安心できる居場所づくりは喫緊の課題であり、早急な対応が求められる。</p> <p>5. 待機児童解消に向け、引き続き県および市町村が連携し、よりよい保育環境を確保しつつ、入所申込みした人が保育所等に入れるよう保育所等の整備を進めること。</p> <p><要請の根拠></p> <p>埼玉県では従来より「埼玉県子育て応援行動計画の推進」として、保育所の整備促進、多様な保育施設への支援、幼稚園における保育の促進、延長保育や一時預かり事業など多くの予算を確保し、子育て支援を推進している。しかしながら、待機児童の定義変更の影響もあるが、2017年4月1日現在の県内の保育所等待機児童数は、対前年比232名増の1258人。また、待機児童にカウントされていない、いわゆる「隠れ待機児童」は、待機児童の約4.7倍の5928人いる現状から、待機児童および隠れ待機児童の人数はまだまだ多いと言わざるをえない。引き続き、利用者の多様化するニーズに対し多様な選択肢によりすべての子どもが希望する保育所に入所でき、より安心・安全な保育環境を確保するための施策を整備する必要がある。</p>	<p>福祉部 少子政策課</p> <p>県では、子育て支援や待機児童解消のため、保育所や認定こども園等の整備を進めております。</p> <p>施設整備については、県予算から国直接の交付金・補助金に移行してきておりますが、必要とする施設整備が行えるよう、国に働き掛けてまいります。</p> <p>産業労働部ウーマノミクス課</p> <p>企業等が雇用する従業員の乳幼児を保育するために設置する企業内保育所に対し施設整備費・運営費の補助を実施し、設置を促進します。</p> <p>さらに、国の企業主導型保育事業を県内企業が積極的に活用するよう、説明会の開催や相談に応じることにより、設置を促進しています。</p>	<p>見極めつつ、再要請を検討していく。</p> <p>△－B</p> <p>保育サービスの受入枠7500人分を拡大する予算（昨年は7000人分）を計上するなど、県の対策は理解する。引き続き保育所・幼稚園など多様な保育サービスを充実し、待機児童が減少されていくことを確認していきたい。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>Ⅶ. 人権・男女平等政策</p> <p>1. 性的指向や性自認に関する差別を防止するため、以下の施策を実施すること。</p> <p>(1) 教育現場をはじめとする公共サービスの提供時において、性的指向や性自認に関するきめ細かな対応をはかるため、研修の実施や各種相談体制の整備を継続しておこなうこと。</p> <p><要請の根拠></p> <p>教育現場など公共サービスの提供現場をはじめ社会全体で、性的指向や性自認(性同一性障害含む)に関する深刻な実態への認識が深まり、差別の解消が大きな課題となっている。性的指向や性自認に関する差別解消の取り組みは始まったばかりであり、各種インフラや制度の整備を進めていくにあたって、社会全体の理解促進が非常に重要である。</p>	<p>総務部 人事課</p> <p>県職員向け研修のうち、新規採用の際や、主査級に昇任した際に実施する研修において、人権問題概論を扱っています。その中で、性的指向や性自認についての現状認識や、差別の解消についても取り上げています。</p> <p>総務部学事課</p> <p>学事課では埼玉県人権施策推進指針に基づき、私立学校の教職員に対する年 11 回の人権教育研修会等を中心に、教職員の啓発活動に取り組んでおります。</p> <p>教職員が、性的指向や性自認に係る児童生徒に対してきめ細かな対応を図れるよう、平成 27 年 4 月に文部科学省通知を各私立学校に発出するとともに、平成 28 年度には対応マニュアルを送付したところです。また、平成 28 年度以降、人権教育研修会で啓発用映像資料を視聴したり、対応マニュアルの内容についても取り上げるなどしております。</p> <p>今後とも「すべての県民がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会」の実現を目指して、引き続き人権教育研修会等を通じて、私立学校教職員への啓発を推進してまいります。</p> <p>県民生活部 人権推進課</p> <p>県では、性的指向や性自認に関する、LGBT担当者や相談員向けの研修を実施しています。</p> <p>相談体制については、性的指向や性自認に起因する様々な悩み(偏見や差別、精神的葛藤や自殺念慮等)に対して既存の各種相談窓口で対応しています。</p> <p>【平成29年度】</p>	<p>○-B</p> <p>県職員、学校教職員等、公共サービスに携わる人々への教育は、実施されている。</p> <p>今後の経過に注視し、さらなる対応が必要と判断した場合には再度要請する。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
	<p>○埼玉県・市町村「LGBTに関する合同研修」の開催 県及び市町村のLGBTの担当職員及び相談員合計で204名が参加 4回開催 10月18日（水）、11月16日（木）、12月13日（水）、1 月19日（金）</p> <p>【平成30年度（予定）】</p> <p>○性的少数者に対応する職員支援研修 性的少数者に関する業務に携わる県及び市町村職員を対象に基 礎研修や専門研修を実施</p> <p>教育局 人権教育課</p> <p>1. 社会情勢の変化への対応のため、「埼玉県人権教育実施方針」 で示す各人権課題のうち、「様々な人権問題」中の「性同一性障 害」を、「性同一性障害をはじめとした性的マイノリティ」に変 更し、県内全ての小、中、高、特別支援学校（さいたま市立学校 を除く）に周知しました。（平成28年4月1日より適用）</p> <p>2. 平成27年4月及び平成28年4月に文部科学省より出された 通知や教職員向けリーフレットを、県内全ての小、中、高、特別 支援学校（さいたま市立学校を除く）に周知し、当該人権課題に ついての理解促進を図り、教職員が該当生徒の悩みに寄り添うこ とができるよう指導しました。</p> <p style="text-align: right;">別添資料</p> <p><通知の内容></p> <p>1 性同一性障害に係る児童生徒についての特有の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校における支援体制について ・医療機関との連携について ・学校生活の各場面での支援について ・卒業証明書等について 等 <p>2 性同一性障害をはじめとした性的マイノリティとされる児童生</p>	

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
	<p>徒に対する相談体制等の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いかなる理由でもいじめや差別を許さない人権教育を推進 <p>3. 県教育委員会では、これまでも小、中、高、特別支援学校（さいたま市立学校を除く）の校長や人権教育担当者を対象とした研修会等で、性同一性障害をはじめとした性的マイノリティについて講演や情報提供を行うなど、一人一人の人権に配慮した教育の充実に努めてきました。また、教育局等の職員を対象にした研修会や市町村の指導主事等を対象にした研修会においても、適宜情報提供に努めていきます。</p> <p>4. 教育局内関係課を集めた「人権教育に関する教育局内連絡・調整会議」を開催し、当該人権課題に係る局内の対応について協議するとともに、共通理解を図っています。</p> <p>5. 県教育委員会では、多様性を認め、互いを尊重し合う態度と行動力を児童生徒に育むことを目的とした教職員向け指導資料「新たな人権課題に対応した指導資料」を作成し、平成29年3月に県内の全ての小、中、高、特別支援学校（さいたま市立学校を除く）に配布しました。今年度、各研修会において教職員の指導の参考として活用するよう促しています。</p> <p>教育局 義務教育指導課</p> <p>小・中学校では、「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」の通知や「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」の資料等を踏まえて対応してまいります。</p> <p>このような児童生徒については、学校生活を送る上で特有の支援が必要な場合があることから、個別の事案に応じ、児童生徒の心情等に配慮した対応を行うことが大切です。</p> <p>そのため、当事者である児童生徒や保護者の意向を踏まえながら、校内支援委員会等で教職員間の情報共有を図りつつ、例えば、授業の中で自認する性別に配慮した学習活動が行えるように工夫</p>	

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>(2) 性的指向や性自認（性同一性障害を含む）に関する県民の正しい理解を進めるため、一般向けセミナーの開催数増加やリーフレット作成など、啓発活動の強化を推進すること。</p>	<p>することが考えられます。</p> <p>教育局 高校教育指導課</p> <p>学校における性的指向や性自認に係る児童生徒への支援については、小中高等学校の教職員を対象とした総合教育センターにおける研修において、人権教育の講義項目の中で取り上げています。</p> <p>平成 27 年 4 月に文部科学省から通知された「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」を受け、性的指向や性自認に対する学校教育の支援や対応等の充実を目指して、研修内容の検討を継続的に進めてまいります。</p> <p>県民生活部 人権推進課</p> <p>県では、性的指向や性自認（性同一性障害を含む）に関する県民の理解を進めるための県民講座を開催しています。</p> <p>また、性的少数者に関する内容を見直し啓発冊子を作成しております。</p> <p>なお、この啓発冊子は県のホームページからダウンロードすることができます。</p> <p>【平成 29 年度】</p> <p>○県民講座「知っていますか？ L G B T」の開催 合計で 258 名が参加 基礎編 3 回開催 11 月 28 日（火）、12 月 17 日（日）、1 月 28 日（日） 子供の LGBT 編 2 回開催 12 月 7 日（木）、1 月 14 日（日）</p> <p>【平成 30 年度（予定）】</p> <p>○ L G B T に関する県民講座の開催 県民を対象に講座を開催</p>	<p>△－ B</p> <p>県民への啓発活動は、他団体との連携などにより、今以上に充実させていく必要があると考える。継続して要請を検討する。</p>